

## 公益社団法人日本船舶海洋工学会関西支部細則

### 第 1 章 会 務 分 担

- 第 1 条 支部長は、支部総会、運営委員会、商議員会の議長となる。支部長に事故ある時は、副支部長が代行する。
- 第 2 条 庶務運営委員は、人事、文書、企画その他庶務をつかさどる。
- 第 3 条 会計運営委員は、財産の管理、金銭出納その他会計事務をつかさどる。
- 第 4 条 編集運営委員は、学会誌の編集に関する運営をつかさどる。
- 第 5 条 研究運営委員は、船舶及び海洋に関する学術技芸の調査・研究及び支部研究会をつかさどる。
- 第 6 条 情報システム運営委員は、情報管理手段・伝達手段の構築及び運営をつかさどる。

### 第 2 章 委員 及び 委員会

- 第 7 条 本支部に会務委員、研究委員、情報システム委員を若干名置く。
- 第 8 条 会務委員は、庶務運営委員をたすけて、その事務を分掌する。
- 第 9 条 研究委員は、研究運営委員をたすけて、その事務を分掌する。
- 第 10 条 情報システム委員は、情報システム運営委員をたすけて、その事務を分掌する。
- 第 11 条 会務委員、研究委員、情報システム委員は、支部正会員の中から運営委員会の議を経て、支部長が委嘱する。会務委員は、運営委員会及び商議員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 12 条 本支部の目的を達成するため、運営委員会の議を経て、各種の委員会を臨時に設けることができる。
- 2 前項の委員会の委員長及び委員は、運営委員会の議を経て、支部長が委嘱する。
  - 3 委員長は、運営委員会または商議員会に出席して意見を述べることができる。
  - 4 委員長は、委員会の事業が完了した時、支部長に報告しなければならない。
  - 5 臨時委員会の委員任期は、その事業の完了した時に終るものとする。

### 第 3 章 研 究 会

- 第 13 条 本支部の目的を達成するため、運営委員会の議を経て、各種の研究会を設置または支援することができる。
- 2 研究会は、研究運営委員を通じて本支部に年 1 回活動報告をしなければならない。

### 第 4 章 選 挙

- 第 14 条 商議員は、定数に応じて各団体から 1～数名程度選出され、運営委員会で承認される。
- 2 商議員の選考は、以下の方針に基づき運営委員会において行う。
    - (1) 各団体へ推薦を依頼する。ただし推薦依頼数は、商議員が大きな団体に偏らないよう、また年齢の分布も考慮し、その都度決める。
    - (2) その他必要に応じ運営委員会で適当と認めた者を商議員に加えることができる。
- 第 15 条 支部長は、次期支部代議員が投票によって選出する。運営委員会は支部正会員の中から支部長候補者を推薦することができる。
- 2 支部監事は、次期支部代議員が投票によって 2 名選出する。運営委員会は支部正会員の中から支部監事候補者を推薦することができる。
  - 3 次期支部代議員の投票により、支部推薦理事候補者を 2 名選出する。運営委員会は支部正会員の中から支部推薦理事候補者を推薦することができる。
- 第 16 条 本支部における支部長、支部監事、支部推薦理事候補者の選挙を行うために支部選挙管理委員会を設ける。
- 2 支部選挙管理委員会は本支部における選挙の実施と開票を行い、結果を運営委員会に報告する。
  - 3 支部選挙管理委員会の委員は、運営委員会において支部正会員より選出する。

### 第 5 章 運営委員会及び商議員会

- 第 17 条 支部長、副支部長、運営委員は運営委員会を組織し、支部規則及び総会の議決にもとづいて会務を処理する。なお、支部監事及び支部正会員である理事は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 18 条 支部長、副支部長、運営委員、支部代議員、商議員は商議員会を組織し、支部規則及び総会の議決にもとづいて支部の事業運営を監督、指導する。なお、支部監事及び支部正会員である理事、

- 名誉会員、功労会員は、商議員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 19 条 運営委員会は、支部長が招集して年 7 回以上開催する。支部長が必要と認めた場合、または運営委員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求されたときは、支部長は臨時運営委員会を招集しなければならない。
- 2 運営委員会は、構成員現在数の過半数の者が出席しなければ、議決することができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数の時は議長が決める。ただし、急を要する場合は支部長が処理し、事後承諾を得なければならない。
- 第 20 条 商議員会は、支部長が招集して年 1 回以上開催する。支部長が必要と認めた場合、または商議員 5 名以上から会議に付議すべき事項を示して商議員会の招集を請求されたときは、支部長は臨時商議員会を招集しなければならない。
- 第 21 条 本支部の目的を達成するため、支部長が必要と認めた支部正会員は、運営委員会及び商議員会に出席し意見を述べるすることができる。

## 第 6 章 集 会

- 第 22 条 本支部は、支部講演会を開くことができる。
- 2 支部講演会では、会員が船舶・海洋、その他海事一般に関する学術技芸について講演及び討論を行う。
- 3 講演者が事故のため講演できない時は、他の会員に代行させることができる。
- 第 23 条 本支部は、講習会等を毎年開催する。
- 第 24 条 講演会、講習会等の日時及び場所は、運営委員会が決める。

## 第 7 章 会員の入会、休会、退会 及び支部間の移動

- 第 25 条 会員管理は、一括して本部にて行う。本支部会員の入会、退会及び休会に関する手続きは本支部が行い、運営委員会にて決定後、理事会が承認する。また、会員拡大の活動は、本支部にて行う。
- 第 26 条 本支部会員の他支部への移動、または他支部より本支部への移動については、会員からの規定の申し出により行う。
- 第 27 条 本支部会員の他支部への移動については、運営委員会にて確認後、理事会に報告する。

## 第 8 章 関西支部支部長賞

- 第 28 条 船舶及び海洋工学、その他海事一般に関する、本支部事業に貢献するところが大きいと認められる成果を公表した個人または団体に対し、運営委員会の議を経て、関西支部支部長賞を授与する。
- 第 29 条 関西支部支部長賞受賞者を選考するため、必要の都度、授賞審査委員会を設ける。

## 第 9 章 支部嘱託員

- 第 30 条 本支部の事務を処理するため、嘱託員を若干名置く。その選任と採用は運営委員会の議を経て、支部長が行う。
- 2 嘱託員の給与並びに就業規則は雇用契約書による。
- 3 退職金は支給しない。

## 第 10 章 雑 則

- 第 31 条 支部規則及び本細則の施行に必要な内規は運営委員会で定める。
- 第 32 条 本細則を変更するには、支部総会の承認を得なければならない。

## 第 11 章 付 則

- 付則(1) 本細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則(2) この細則の変更は、支部通常総会の承認のあった日(平成 18 年 5 月 25 日)から施行する。
- 付則(3) この細則の変更は、支部臨時総会の承認のあった日(平成 18 年 9 月 15 日)から施行する。
- 付則(4) この細則の変更は、支部臨時総会の承認のあった日(平成 19 年 1 月 26 日)から施行する。
- 付則(5) この細則の変更は、支部臨時総会の承認のあった日(平成 20 年 1 月 25 日)から施行する。
- 付則(6) この細則の変更は、支部臨時総会の承認のあった日(平成 21 年 1 月 30 日)から施行する。
- 付則(7) この細則の変更は、平成 23 年度(第 8 期)役員選挙より適用する。
- 付則(8) この細則の変更は、支部定時総会の承認のあった日(平成 23 年 5 月 13 日)から施行する。
- 付則(9) この細則の変更は、支部定時総会の承認のあった日(平成 25 年 5 月 17 日)から施行する。
- 付則(10) この細則の変更は、支部定時総会の承認のあった日(平成 30 年 5 月 11 日)から施行する。